

## 消費者

### 5月は消費者月間

つながろう消費者く安全・安心な暮らしのために



まだ60代半ばのAさんに封筒が届きました。有料老人ホームの利用権のパンフレットでした。書かれてあるフリーダイヤルに電話すると、「市の中心部に有料老人ホームを建設している。利用権料は2050万円で、利用権を持っていただいても入居できる。一人で何口も買う人もいるくらいだ」などと勧誘を受けました。まだ元気なAさんでしたが、中心部の有料老人ホームにいつでも入れるとの言葉についてつかり自宅の電話番号や資産の状況などの情報を教えてしまい、不安になって消費者センターに相談しました。

この事例では、該当する有料老人ホームも業者も実在しておらず、老後の不安に付け込んだ悪質な詐欺と考えられます。

同様の相談では、有料老人ホームとは別の会社から、「パンフレットが届いた人だけしか、入居権を購入できない。入りたい人が10人いる。お金

は用意するので人助けだと思って10人分申し込んでほしい」と名義貸しを依頼され、その後お金をだまし取られる詐欺など、人の親切心に付け込む悪質な事例などがあります。

\* \* \*

今年の消費者月間のテーマは「つながろう消費者」です。被害に遭うリスクの高い高齢者や障害者のかたを、地域の関係者や消費者センターが幅広く連携し、見守っていく「消費者被害防止ネットワーク」を全国的に広げていこうというものです。みんなの見守りで安心して暮らせるまちをつくりましょう。

消費者センターでは悪質商法などの警戒情報をメールマガジンで配信していますので、この機会に登録しましょう。



メールマガジン登録用QRコード

■ご相談は消費者センター（メルカつきまち4階、相談専用☎829・1234）へお気軽にどうぞ。受け付けは午前10時～午後5時です。月曜日休業（祝日の場合、直後の平日）。土・日・祝日も相談できます。